

教えて！生活安全コラム

第3回 18歳から大人～成年年齢が18歳に引き下げられます～



民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳になると、法律上は大人として扱われます。

未成年者の契約には親などの同意が必要ですが、成年になると自分一人で契約ができるようになります。例えば、アパートの部屋を借りる、ローンを組んで自動車の購入をするなど、できることが増えます。

しかし、契約には様々なルールがあり、安易に契約をするとトラブルに巻き込まれることもあるので注意が必要です。社会経験の浅い若者を狙う悪質な事業者もいま

す。また、一度交わした契約は自分の都合で一方的にやめることはできず、自分の判断に対して責任を負うことになります。

少しでも迷ったり内容がよく分からなかったら、急いで契約をせず、落ち着いて調べたり周囲の人に相談したりしましょう。行政でも相談窓口を設けています。不安に思った場合や、トラブルになった場合は、下記までお気軽にご相談ください。

☎ 県特設サイト「今日から0（オトナ）-18」
🌐 <https://shouhi-wakayama.jp>
☎ 消費者ホットライン
☎ 188 ※20ページ参照



子育て世帯への給付金の申請はお済みですか

- ① 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
- ② 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）
- ③ 18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育するひとり親世帯の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年2月以降に家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方等
- ④ 子育て世帯への臨時特別給付金
- ⑤ 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方で所得が児童手当（本則給付）相当である方、所屬庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員、令和3年9月～令和4年3月31日に生まれた新生児の児童手当（本則給付）受給者等

- ⑥ 児童1人当たり10万円
- ⑦ 2月28日⑧17時まで（③の新生児分の締切りについては4月15日⑨17時まで）に、必要書類等を持参の上、左記提出先へ申請者又は配偶者が直接申請してください。
- なお、市民課で①②の給付金を申請される場合は、事前に電話予約が必要です。
- 必要書類は各給付金で異なりますので、ホームページをご覧ください。
- ※①と②の併給はできません。また、各給付金について既に受給済みの方は申請できません。
- 申請書提出先 左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）
- ☎ 子育て世帯給付金窓口（本庁舎2階）
☎ 0739（26）9925
- 🌐 <https://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/index.html>



一般不妊治療費を助成します

体外受精及び顕微授精を除く不妊治療・不育治療を受けた方に、当該年度につき5万円を上限に治療費を助成します。

☎ 夫婦（事実婚関係も可）のいずれかが市に住民票があり、かつ和歌山県内に1年以上住民票がある方で、各種医療保険の被保険者又は被扶養者である方

☎ 治療を受けた日の属する年度内に必要書類一式をお持ちの上、左記又は各行政局住民福祉課で申請をしてください。令和3年度治療分は令和4年3月31日までが申請期限です。

ただし、当該年度分の治療が1月まである場合は4月未まで、2月まである場合は5月未まで、3月まである場合は6月未まで申請することができません。申請に必要な書類の中には、医療機関に記入していただく様式もありますので、期限に余裕を持って手続きをしてください。

☎ 健康増進課 母子保健係（市民総合センター2階）
☎ 0739（26）4901

成年年齢引下げに伴う20歳を対象にした式典について

毎年1月の「成人の日」の前日に、当該年度中に20歳となる方を対象に「成人の日」記念式典を開催していますが、令和4年度以降もこれまでどおり、当該年度中に20歳になる方を対象に、「成人の日」の前日に式典を開催することを決定しています。

なお、令和4年度以降の式典の名称は20歳の節目にふさわしい名称として、『二十歳を祝う式典』に変更します。

☎ 生涯学習課 公民館係（市民総合センター3階）
☎ 0739（26）4925

和歌山県在宅育児支援事業の給付金（令和3年度支給分）の申請はお済みですか

令和2年4月1日～令和3年12月31日に生まれた乳児で、次の要件を満たす場合に、在宅育児支援のための給付金月額1万5000円（最大15万円）を支給します。

◇ 同一世帯内の第3子以降

◇ 市民税所得割合算額が7万7101円未満である同一

2月の納税等

- 固定資産税・都市計画税…第4期分
 - 市県民税 年金特別徴収…2月徴収分、給与特別徴収…1月徴収分
 - 国民健康保険税 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
 - 介護保険料 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
 - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口 令和3年12月末現在			
人口	男	33,323人	(-49)
	女	37,557人	(-43)
	計	70,880人	(-92)
世帯数		35,048世帯	(-28)
		※（ ）内は前月比	
12月の出生	男	12人	女 23人

妊婦健康診査費を助成します

出産後に未使用の妊婦健康診査受診票が残っており、かつ妊婦健康診査費の自己負担がある場合にはその費用（公費負担対象分のみ）を助成します。令和2年度に母子健康手帳の発行を受けられた方の申請期限は、令和4年3月31日です。

☎ 健康増進課 母子保健係（市民総合センター2階）
☎ 0739（26）4901

アンガーマネジメント講座の参加者を募集します

アンガーマネジメントとはアメリカで開発された心理トレーニングです。日々の生活の中や職場でも、ついイライラしてしまうことはありませんか。そんなときに自分の気持ちを上手に伝えるコツを学んでみませんか。

■ 開催日時 2月26日(土) 13時30分～15時30分
 ■ 会場 市民総合センター4階「交流ホール」

■ 講師 内野しのぶさん(アンガーマネジメントコンサルタント®) 定20名「先着」

■ 申込 2月10日(水)～24日(水)に、住所・氏名・電話番号を添えて左記へ電話又はメールでお申し込みください。

■ 申込先 男女共同参画センター(市民総合センター4階)
 ☎0739(26)4936
 ✉ danjo@city.tanabe.lg.jp



雑誌スポンサーを募集します

■ 雑誌スポンサーとは

雑誌そのものを図書館に寄贈していただくのではなく、スポンサーに雑誌購入代金を負担していただく制度です。購入雑誌は、図書館本館の雑誌コーナーに並びます。雑誌の表紙及び書架に、スポンサー名と広告を表示します。

■ 雑誌スポンサーになるには

◇ スポンサーの範囲 個人・企業・商店・団体等(市内外を問いません) ※詳しくは、ホームページ掲載の田辺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱をご確認ください。

◇ スポンサーの対象となる雑誌

原則、図書館が作成した「雑誌リスト」から選んでいただきますが、「雑誌リスト」にない雑誌も検討しますのでご相談ください。雑誌リストは、ホームページに掲載しています(随時更新)。ご指定の雑誌が既に他の個人・団体等により指定を受けている場合は、他の雑誌を指定していただきます。

◇ 受付 年度を単位として随時受付を行います。
 田辺市立図書館
 ☎0739(22)0697

古紙類の集団回収を始めませんか

ごみ減量とリサイクル推進のため、古紙類・古布の集団回収を行う団体に対して、回収量1kgにつき4円の奨励金を補助しています。新たに古紙類・古布の集団回収を始める場合は、事前に市への登録が必要です。左記へご連絡ください。

■ 回収対象の自治体・子どもクラブ・女性会・老人クラブ・PTA等、営利を目的としない団体

■ 古紙の種類の仕方

左記の3種類に分け、紙ひもでしっかりと縛ってください。

- ◇ 段ボール
- ◇ 雑誌・雑紙(カタログ・教科書・ノート・包装紙・紙袋・菓子箱等)
- ◇ 新聞・広告(新聞・折込み広告) ※匂いがついている古紙やアルミ箔・金箔が貼られている古紙、大部分が濃い色の古紙等はリサイクルすることができませんので、ご留意ください。

■ 回収場所 田辺市立図書館
 ☎0739(24)6218

事業者用分別指定袋の取扱いを行います

4月～9月分の事業者用分別指定袋の取扱いを行います。

購入には、事業者本人又は代理人の方が、ごみ処理手数料をお持ちの上、取扱場所へお越しください。

■ 購入できるごみ袋のセット数
 ① 燃えるごみ 11セット(110枚)まで

② 資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セット(40枚)まで

※セット内で部分購入も可。
 ※②は4セットの枠内で任意に選択し、購入することができます。

■ ごみ処理手数料
 1セット各10枚入り880円(消費税込み)

■ 取扱場所及び日時

◇ 環境課(本庁舎2階)
 3月1日(水)～4日(金)
 ◇ 廃棄物処理課(市ごみ処理場)・各行政局住民福祉課(19ページ参照)
 3月1日(水)～9月30日(金)

■ 田辺市立図書館
 ☎0739(24)6218

国民年金保険料の納付は口座振替での前納・早割が便利でお得です

国民年金保険料は、口座振替での前納・早割を利用すると割引されます。2年前納、1年前納、6か月前納(4月～9月分)の申込み期限は、2月28日(日)です。

申込みは、「口座振替申出書」に必要事項を記入・押印し、年金事務所又は金融機関の窓口へ提出してください。手続には、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印が必要です。「口座振替申出書」は、市民課、各行政局住民福祉課、年金事務所の各窓口へ備えているほか、日本年金機構ホームページに掲載しています。その他、クレジットカードによる納付方法もあります。

■ 市民課 庶務年金係(本庁舎2階)
 ☎0739(26)9925

◇ 各行政局 住民福祉課
 ☎19ページ参照

◇ 田辺年金事務所 国民年金課
 ☎0739(24)0432

◇ 田辺年金事務所 新宮分室
 ☎0735(22)8441

◇ 日本年金機構
 ☎ https://www.nenkin.go.jp

※記載の国民年金保険料は、令和3年度のものです。

納付方法	納付・前納期間	納付期限・口座振替日	口座振替		現金・クレジットカード		備考
			納付額	割引額	納付額	割引額	
通常	当月(1か月分)	翌月末	16,610円	0円	16,610円	0円	—
早割	当月(1か月分)	当月末	16,560円	50円	—	—	口座振替のみ
6か月前納	4～9月	4月末	98,530円	1,130円	98,850円	810円	口座振替は現金納付より320円お得
	10～翌3月	10月末					
1年前納	4～翌3月	4月末	195,140円	4,180円	195,780円	3,540円	口座振替は現金納付より640円お得
2年前納	4～翌々年3月	4月末	382,550円	15,850円	383,810円	14,590円	口座振替は現金納付より1,260円お得

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2 枠連結 (縦 46mm × 横 174mm)

交通の安全性及び生活環境の維持等の観点から都市計画道路を変更しました。変更日は、令和3年12月3日です。

都市計画道路を変更しました

交通の安全性及び生活環境の維持等の観点から都市計画道路を変更しました。変更日は、令和3年12月3日です。

消防の緊急通報装置が利用停止となります

平成3年から運用していた「緊急通報装置」について、設置機器の老朽化により、緊急通報装置の使用ができなくなりました。ご自宅に緊急通報装置がある場合、装置の回収に伺いますので、左記へご連絡ください。

自筆証書遺言書保管制度をご存じですか

- 変更した都市計画道路
名称 3・3・1号 国道42号
田辺バイパス
起点 芳養町宇佐美
終点 新庄町田鶴
延長 約9870m
都市計画課 計画整備係（本庁舎別館1階）
0739（26）9937

自分が残した財産を巡って、家族の間で争いが起きるのは避けたいものです。遺言書は、次世代に残す故人の意思であり、残された親族間の紛争を未然に防ぐために有用です。ご自身で作成された遺言書を法務局へ預けることで、より安心なものとなります。
あなたの大切な遺言書を法務局が守ります。自筆証書遺言書保管制度を是非ご利用ください。（遺言書の保管の申請には、3900円の手数料がかかります。）
田辺支局
0739（22）0698

やさしさひろがる 人権のわ



第3回 お互いの違いを認め合う

皆さんは「LGBTs」という言葉を知っていますか？LGBTsとは、女性の同性愛者（レズビアン）男性の同性愛者（ゲイ）や両性愛者（バイセクシュアル）、身体と心の性に違和感がある人（トランスジェンダー）やその他の性的少数者の総称で、国民の約10人に1人といわれます。その中には、まだまだ周囲の理解が得られず生きづらさを感じている方や、ありのままの自分を公表（カミングアウト）すれば、「偏見や差別を受けるのでは」と不安を抱え悩んでいる方もいます。
偏見や差別をなくすためには、男性・女性という2つの枠組みだけでなく、多様な

性のあり方について、正しい理解と認識を深めることが必要です。
近年多くの企業では、「ダイバーシティ&インクルージョン（多様性と調和）」の考え方が取り入れられています。これは、性別、性的指向、性自認や年齢、障がい、国籍、あるいはライフスタイル、価値観など、多様な個性を認め合い、企業の成長と個人の幸せを同時にめざしていこうとするものです。
私たちも、日頃からお互いの違いに気づき、認め合い、全ての人が掛けがえのない個人として尊重され、活躍できるまちを共につくっていきましょう。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして

障害者差別解消法をご存じですか

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。
「こんなことで困っていません障害があることで障害のない人たちは違う扱いを受けて困った、自分の障害に合った手助けや必要な配慮をしてもらえなかったことはありませんか。法律では、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。
「不当な差別的取扱い」
障害があることを理由にアパートへの入居を断る、車椅子や補助犬の同伴を理由に入店を断るなど、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。
「合理的配慮の提供」
段差がある場合にスロープ等を使って補助する、電話やメール、ホームページ、ファックス等多様な媒体で情報提供や利用受付を行

う、筆談や読み上げ、手話等の本人に合った方法でコミュニケーションを取るなど、障害のある人から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、その解決に向けて、その人の障害にあったやり方や必要な工夫をすることを合理的配慮の提供といえます。
田辺市障害福祉室 障害福祉係（市民総合センター1階）
0739（26）4902



広報田辺点字版及び声の広報のご案内

広報田辺には、3か月分の内容を抜粋した「広報田辺点字版」と、毎月の内容をCDに録音した「声の広報」があります。目の不自由な方、活字が読みづらい方でご希望の方は、企画広報課広聴広報係までご連絡ください。
0739（26）9963

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
0739-22-5300(代) 0739-22-5310
市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
0739-26-4900(代) 0739-26-4914
龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
0739-78-0111(代) 0739-78-0116
中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
0739-64-0500(代) 0739-64-0966
大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
0739-48-0301(代) 0739-49-0359
本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
0735-42-0070(代) 0735-42-0239
市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
0739-24-0011(代) 0739-24-7910
市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
0739-24-6218(代) 0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド
0120-963-910
※防災行政無線を確認する電話案内サービスです。
救急安心センター ☎#7119
※つながりにくい場合は、市消防本部（0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
内科・小児科系、歯科の応急診療
日時 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、18時～21時30分も診療を行っています。）
0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」